

## 知的財産政策に関する意見

2022年3月17日  
日本商工会議所  
東京商工会議所

### 基本的な考え方

わが国経済は、新型コロナウイルスの発生から2年3か月が経過したが、今後もオミクロン株など変異株による感染急拡大等が想定される中、当分の間、感染防止と社会経済活動の両立を求められる状況が続く見通しである。コロナ禍で国民の生活様式や価値観が変化・多様化する中、わが国を危機に対するレジリエンスを備えた強い豊かな国にするためには、コロナ禍で明らかになった社会課題の解決と経済成長を同時に実現していくことが求められる。

こうした中、岸田総理は、「新しい資本主義」において、様々な弊害を乗り越え、持続可能な経済社会を実現していくための重要な柱として、「科学技術・イノベーション」の推進を掲げている。知的財産などの無形資産を最大限活用して成長に繋げられる国際競争力の高いビジネス環境を急ぎ整備し、産学官金が一体となって、絶え間ないイノベーションへの挑戦であらゆる分野の生産性を向上させ、0%台で停滞する潜在成長率の底上げを図っていくことが極めて重要である。

世界に目を向けると、米国で無形資産投資が有形資産投資を逆転する等、投資の中心は、研究開発・知的財産・データ・ブランド等の無形資産投資へと移行し、付加価値を上げることで企業が高成長し、経済成長を牽引している。中国も国家戦略として知財強国化を掲げ、特許出願件数を大きく伸ばしている。一方で、世界知的所有権機関(WIPO)が毎年公表している「グローバルイノベーション指数(GII)」の2021年版によれば、米国は3位、中国が12位に浮上する中、日本は13位に留まっており、政府は潮流を大きく変える打開策を打てず、イノベーション停滞への危機感を示している。日本全体の経済成長のためには、競争力の源泉である知財、人材、研究開発への民間投資を促し、生産性を向上させるための対策を講じる必要があり、企業数の99.7%を占める中小企業の果たす役割は大きい。中国等との国際競争にさらされる中、中小企業の活性化・発展に向けて、中小企業への知財の創造・活用について、中国にも負けない知財支援策の拡充が必要である。

「パートナーシップ構築宣言」企業が6千社を超え、中小企業における知財取引条件の適正化への認識が広がる中、昨年12月、中小企業庁と特許庁およびINPIT(独立行政法人 工業所有権情報・研修館)による「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」が公表された。中小企業経営者に対し、事業再構築など新たな付加価値創造で重要となる知的財産の価値への気づきを与え、その活用を推進するとともに、スタートアップの知財活用を推進していくことが重要である。商工会議所としては、全国のネットワークを活かし、中小企業の知財の活用促進と取引適正化への取組みを強力に後押しする。あわせて、経済安全保障の観点から、産業界への影響に十分配慮しつつ、日本で生み出された知財保護への対応も必要である。今後の戦略策定に当たっては、世界に伍する科学技術立国を実現するためにも、国際競争力を有する企業等の意見も広く反映すべきである。

以上の基本的な考え方の下、政府におかれては、「知的財産推進計画2022」に以下に掲げる施策を盛り込み、早急かつ集中的に取り組んでいただきたい。

## I. 中小企業・スタートアップにおける知的財産の創造と活用

### 1. 支援体制・支援ネットワークの強化

#### (1) 知財総合支援窓口機能の拡充をはじめ、中小企業やスタートアップの知財活動支援体制の強化

中小企業の出願促進には、知財総合支援窓口等におけるワンストップサービスの提供が重要である。特に、初めて出願を行う事業者到手厚い支援を行うことで、さらなる出願のリピートを促す効果が期待できる。ついては、初めての出願に限って出願代理費用の助成を行うとともに、出願手続きにおけるきめ細やかな支援を行われたい。また、中小企業からは模倣被害の対応に苦慮する声が多く寄せられることから、新たな発明等の相談があった場合には、出願等の説明とあわせ、模倣被害を防止するための対策や被害を受けた場合の対応等について指導を実施されたい。海外での保護が求められる場合には、外国出願の手続きだけでなく、どの国で保護を行うべきか、製品・サービスの特徴にあわせたコンサルティングが必要である。なお、コロナ禍における対応として、各窓口にてオンラインによる相談対応が広がっているが、これを一過性のものとせず、相談窓口の利便性向上に向け、今後も継続してオンライン相談対応を行うべきである。ついては、以下の(2)～(4)を含め、中小企業やスタートアップに対する INPIT の総合的な支援体制を抜本的に強化されたい。

#### (2) 中小企業支援機関の支援体制および連携の強化

知財総合支援窓口の多くは県庁所在地に存在している。このため、知財総合支援窓口に限らず、各地に分散する相談窓口も最大限活用していくことが重要である。ついては、各地域の中小企業が身近な相談窓口を利用できるよう、知財支援に注力する商工会議所やよろず支援拠点等中小企業支援機関の支援体制を強化されたい。

2021年12月、中小企業庁と特許庁および INPIT による「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」が公表され、日本商工会議所を含む中小企業支援機関との連携強化が掲げられた。日本商工会議所は、同アクションプランに基づき、INPIT との連携協定を締結し、中小企業の知財活用と保護への取組みを推進していくこととしており、このために必要な予算措置を講じられたい。また、INPIT では、2022年度に中小企業支援機関や金融機関などをメンバーとした知財経営に関するネットワーク会議(仮称)の設置を進めており、同会議において、中小企業の知財活用支援に必要な対策等を整理し、必要な予算確保に繋げてほしい。

#### (3) 知財に関心がない層を引き上げるための普及啓蒙活動の強化

特許料の減免等の中小企業向け支援制度の効果もあり、中小企業の特許出願件数はコロナ禍の2020年においても前年比から微増し、約4万件となっている。一方で、わが国の全企業数の99.7%を中小企業が占める現状に鑑みれば、中小企業の知財取得・活用はより一層促進できる余地がある。知財に関心を持たない層に気づきを与えるためのボトムアップセミナー等を開催し、知財の重要性の普及啓蒙を強化されたい。

#### (4) IP ePlat におけるコンテンツの充実

IP ePlat (INPIT が提供する知財に関する知識を提供するウェブサイト) に対し、中小企業からは「知財担当従業員の知識向上に役立っている」との声が寄せられている。一方で、現在の分類一覧は13分類となっており、例えば「ビジネス」の中に IP ランドスケープ、営業秘密、海外ビジネスに関するセミナーが混在しているなど、初めてサイトを訪れた者にとって、自身の関心あるセミナーが存在しているか分かりにくい状態となっている。近年、関心が高まる知財ミックスに関するコンテンツの追加等、サイトの更なる充実化を図りつつ、初めての者にも

分かりやすいコンテンツの整理を行われない。

## 2. 知財金融の推進・研究開発促進に向けた税制等の制度措置

### (1) 知財を用いた資金調達制度の抜本的強化

知的財産推進計画 2021 に、商工会議所が要望する知財投資・活用促進を促す資本・金融市場の機能強化が重点施策として盛り込まれた。コーポレートガバナンス・コードの改訂や「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン」の策定など、上場企業をはじめとする大企業向けの知財投資・活用に向けた環境整備は知的財産戦略本部の主導により、2021 年度に大きく進展したところである。

一方で、中小企業向けの知財を用いた資金調達は、知財ビジネス評価書など間接的な支援制度があるものの、実際の融資につながっているものは少なく、依然として中小企業における資金調達は有形固定資産を担保とする融資が中心となっている。資力は乏しいが優れた知財を持つ中小企業やスタートアップが知財を用いた資金調達を積極的に行えるよう、金融面の制度を整備することが求められる。特に事業を立ち上げて間もないスタートアップにとっては、技術力が拠り所であり、知財を用いた資金調達が容易になれば、事業の成長スピードの加速が期待される。知財金融の推進が進む中国等の諸外国の先進事例を参考にしつつ、資金調達制度の抜本的強化を図られたい。

### (2) 知財金融促進に向けた知財の流通を促進する環境整備

日本においては、特許流通マーケットが発達しておらず、マーケットアプローチでの価値評価が難しい点が知財金融の推進における課題となっている。知財の目利きができる専門家を活用し、特許権をはじめとする知財の流通を促進する環境整備を進められたい。

### (3) 特許権保有によって融資額を上乗せする中小企業向け融資制度の導入

現在、法制審議会の担保法制部会において、事業に対する担保権など、無形資産を担保とする融資について検討されている。この評価プロセスが複雑化した場合、金融支援の現場で活用が進まない懸念があり、中小企業向け知財金融を促進する上では、よりシンプルな評価スキームが求められる。例えば、融資を希望する中小企業が特許を取得している場合、特許庁の審査を通過するだけの技術開発能力があるということであり、その事実を一つの信用材料として融資額の上乗せを行う融資制度を政府系金融機関において導入すべきである。

### (4) パテント・ボックス税制の創設

中小企業の知財権の国内保有の推進や、創業ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制を創設されたい。

### (5) 研究開発税制（オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度））の利便性向上

中小企業者に支払う知財権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できるが、本制度の活用促進のため、特許譲受対価を追加すること。また、中小企業に対して、人件費の専従要件を緩和する等、改善を図られたい。

### (6) 質・技術に配慮した公共調達に関する法整備に向けた検討

わが国の公共調達は専ら価格競争が原則となっており、新たな技術やデザインをはじめとした知的資産が尊重されず、新規の調達への参入を阻害し、知的創造を委縮させているという指摘がある。わが国のイノベーション促進と中小企業振興に向けて、中小企業の新たな市場を確保する観点から、従来の価格や実績を重視する仕組みを改め、会計法や地方自治法等において、知的資産が活用されるような法整備を検討すべきである。

#### (7) IP ランドスケープを活用した知財経営の普及・定着

IP ランドスケープは知財や市場等の情報を分析し、自社の強みや市場での位置づけを見える化し、経営戦略・事業戦略に活かす取り組みであり、企業の迅速な経営判断に有用である。令和4年度概算要求において、「IP ランドスケープを通じた知財経営の普及・実践支援事業」が新規に盛り込まれており、本事業の効果に期待したい。知財に関する専門人材が少ない中小企業においては、独力で IP ランドスケープを作成することは困難であるため、セミナーや事例研究にとどまらず、コンサルタントによる作成支援を実施されたい。

### 3. デジタル化推進等による特許行政の効率化

#### (1) デジタル田園都市国家構想に対応した知財プラットフォームの構築

開放特許の流通・活用を促進するため、大学が持つ開放特許データベースの集約化など全国的な知財権運用サービス体系の構築を検討されたい。

#### (2) 申請書類のデジタル化等のユーザー目線に立ったデジタル化推進

現在、特許庁では、規制改革実施計画に基づき、所管する全ての手続きのデジタル化が進められているが、デジタル化推進にあたっては、ユーザー目線に立ち、特に中小企業やスタートアップにとって使い勝手の良いものとするべきである。具体的には、特許料または登録料の自動納付制度における「自動納付申出書」や「自動納付取下書」、「特許・年金領収書」は現在書面での対応となっているが、郵送・管理等の負担が生じているとの声がある。メールやインターネット出願ソフト等を活用したデジタル化を検討されたい。

#### (3) 特許審査における質の向上と AI・IT を活用した効率化

特許権の無効審判に関する請求件数や請求成立件数は 10 年前と比較して減少傾向ではあるが、企業からは依然、権利を与えるべきではない技術が特許権として成立している事例があるとの声が聞かれる。中小企業では、無効審判請求を立てて対応を行っていく余裕がなく、仮にこのような特許が成立したとしても、対応を見送らざるを得ないのが実情である。すでに日本の特許審査は世界において高い水準にあるが、さらなる質とスピードの向上を目指し、審査の際の AI や IT の活用をより一層加速されたい。

#### (4) 商標審査体制の強化

商標出願件数は近年増加傾向にあり、2011 年と比較すると 1.6 倍以上になっている。出願件数の増加を背景に、審査期間が長期化する傾向にあることから、審査官の増員や AI・IT の活用により、審査体制を強化されたい。

### 4. 国際競争力強化・海外展開

#### (1) 外国出願補助金のスキーム活用の推進

グローバル化の進展に伴い、PCT 国際出願件数は増加傾向にある。2020 年はコロナ禍の影響もあり前年と比べ 4.5%減少したが、4.9 万件と高い水準を示している。しかし、外国出願補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業）については、年間を通じ複数回の公募はあるものの、各回の公募期間は約 1 カ月と短期となっているため、企業の出願スケジュールに合致しないなど、使いにくいものとなっている。企業にとってより利便性の高い制度となるよう、公募受付期間を通年化するとともに、申請から採択までの期間を短縮する等、使いやすい制度に改善されたい。

(2) **PCT 出願やマドリッド制度等の海外出願支援の普及啓発および充実**

中小企業からは自社製品を製造・開発したとしても、他社からの模倣被害を受けてしまい、開発費等を十分に回収できないと指摘する声が多くある。海外展開を進める上で、重要な模倣対策の1つが権利化であり、まずはPCT出願やマドリッド制度等の海外出願制度の普及・啓蒙に一層力を入れるべきである。また、出願に関しては外国出願補助金等の補助があるものの、その後の権利化の場面においても相応の費用が求められることから、出願・登録を躊躇してしまうケースがある。今般、審査請求や中間応答に要する費用を助成対象とする支援が開始される見込みだが、こうした権利取得後の支援制度の拡充を図られたい。

(3) **グローバルな知的財産環境の整備推進**

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知財の保護を受けられることが必要不可欠である。しかし、中小企業からは、海外で権利を取得する際に、審査基準の違いや担当官毎の考え方によって審査結果が左右されることがあり、その交渉に対応する専門家費用等が負担となっているとの声がある。すでに特許庁にて、五庁会合をはじめとした多国間会合における取組みを実施しているが、制度の調和に向けた議論を一層推進されたい。

(4) **規格・基準の国際的な相互承認の推進**

ニッチ産業においてオンリーワンの技術を持つ中小企業が海外需要を取り込むことができるよう、各国間の規格・基準の統一や調和をより一層推進すべきである。また、日本において適法に生産され、取引されている製品は、他国においても輸入・流通が認められるよう規格・基準の相互承認を推進されたい。

(5) **標準の戦略的活用の更なる強化**

グローバル化の進展により、国際的な競争力確保のための標準の活用が重要性を増している。一方、わが国には優れた技術があっても国際標準を成立させるための人材や活動費用が他国に比べて乏しい状況にある。戦略的な標準活用に向け、政府全体の標準関係予算を積み増し、ISOやIECなどの国際機関や各国への働きかけ、国際機関への人材派遣等の施策強化を図られたい。

(6) **潜在的な知財リスク把握の必要性に関する中小企業への普及啓発**

グローバル化が進む今日において、国際的な競争力強化の観点から、中小企業が自身の事業に影響し得る潜在的な知財関連リスクについて、不断に把握することの重要性が指摘されている。知財の保護や活用に課題を抱える中小企業に対し、海外展開における知財の重要性の認識を深めるべく、セミナー等を通じた普及啓発活動を行うこと。なお、世界知的所有権機関(WIPO)では中小企業支援の一環として、知財に不慣れな中小企業や個人が自身の知財課題やリスクについてオンラインで診断し、知財の基礎を確認できる知財診断ツールを開発、2021年末より日本語版を公開しているが、こうしたツールの普及および活用支援を行うことも有効である。

(7) **グリーン成長戦略実現に向けたWIPO GREEN 施策の普及支援**

2020年12月に策定された成長戦略実行計画では、2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略が1つの柱として掲げられた。この点、WIPOでは国内外を通じた技術のマッチングとSDGs等の地球環境課題への対処を実現すべく、WIPO GREENという技術移転促進プラットフォームを立ち上げ、環境技術の希望者と提供者を繋いでいる。現在、そのデータベースには12万件以上の世界の環境技術が蓄積され、日本からのパートナーも近年急増し、世界一の合計39の機関・企業・大学等がパートナーとして登録されている(2022年2月末現在)が、技術移転の実績はいまだ不十分である。グリーン成長戦略の実現に向け、大学や企業等のより一層のパートナー参画を促すとともに、WIPOとの連携を深め、WIPO GREENが環境技術のオープン

イノベーションのプラットフォームとして広く認知・活用されるよう、施策の普及支援を行う必要がある。

#### (8) 諸外国の好事例を参考にしたコンテンツ産業の支援強化

韓国では国を挙げてコンテンツ産業育成に取り組んでおり、コロナ禍における巣ごもり消費やデジタル化の進展を追い風に、2021年の韓国のコンテンツ輸出額は約115億ドルに達する見通しである。わが国も、クールジャパン戦略等でコンテンツ振興策を講じているが、世界のコンテンツ市場が大きく伸びる一方、日本の相対的な存在感が低下している指摘もある。諸外国の好事例を参考に、良質なコンテンツを生み出す制作事業者への支援や海外需要を取り込むための輸出支援を強化されたい。

## II. 知的財産の保護と取引適正化

### 1. 経済安全保障

#### (1) 国内企業に対する営業秘密・技術流出対策の指導と支援

近年、インサイダー、移籍・退職者、産業スパイなど人を介する技術流出、また、サイバー攻撃など情報機器を介する技術流出と、日本の中小企業が有するグローバルニッチトップ技術等の重要技術が狙われている。技術流出を防ぐには、企業におけるセキュリティ意識の高さ、社内管理体制の整備が重要であるが、政府におかれては、セキュリティの専任担当者等を設置することが困難な中小企業やスタートアップに対し、被害防止のための指導や支援を継続して実施されたい。

#### (2) 産業界への影響に配慮した特許非公開の制度設計

わが国には、いわゆる秘密特許と言われる特許情報の公開・非公開をコントロールする制度が存在していなかったが、2021年11月に設置された経済安全保障法制に関する有識者会議が2月に取りまとめた提言で、特許非公開制度を検討する必要性を指摘している。わが国の利益を守っていくための制度整備は重要であるが、その対象範囲が広範に及べば産業およびイノベーションを阻害する恐れもあるため、制度導入にあたっては、米欧等の国際的な制度とのバランスを図りつつ、産業界への影響に配慮した制度設計とされたい。

#### (3) グローバル化に対応した国際裁判管轄・準拠法の明確化

取引のグローバル化やインターネット技術等の発展により、営業秘密が海外企業に流出するリスクが高まっている。不正競争防止法の平成27年改正では、刑事規律を中心に、国外犯処罰規定(21条6項)、海外重罰規定(21条3項)が整備されたが、民事規律における対応は、継続的に検討すべき課題とされた。日本の重要な技術・ノウハウ等の営業秘密を外国企業が不正に取得・利用して日本企業に損害を与えた場合、疑義なくより広く不正競争防止法に基づく損害賠償請求が可能となるように、制度措置の検討を早急に開始されたい。

#### (4) 査証制度の実効性の向上

2020年10月に査証制度が導入された。2019年2月の産構審知財分科会特許制度小委員会の報告書「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」では、「(査証制度は)その存在によって本手続によることなく当事者が任意に証拠を提出することが促されることを期待するものであり、これらの要件のもとで、結果として、いわば「伝家の宝刀」として運用されることが期待される。」と記されており、現在までに査証が発令されたことはない。一方、国会

(第198回)の附帯決議で「その運用について適宜検証し、必要な見直しの検討を行うこと。」と付されたことを踏まえ、「伝家の宝刀」の位置付けを見直して使い勝手を良くするなど検討すべきである。近年、日本の重要技術等を意図的に狙う悪質な営業秘密窃取事案が散見されるが、これに対抗すべく、民事訴訟の遂行にあたり課題となり得る証拠収集手続きの強化に向け、査証制度の発令要件の緩和、不正競争防止法における査証制度の導入、査証制度の海外適用（応じない場合の真実擬制や課徴金賦課制度等も視野に）について検討されたい。

## 2. 知財取引の適正化

### (1) 「パートナーシップ構築宣言」の内容深化

「パートナーシップ構築宣言」のひな形には、知的財産・ノウハウの項目として、「片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡は求めません」との内容が盛り込まれており、本宣言が広く普及することで知財取引の適正化が進むことを期待している。宣言企業は6千社を超えたが、今後は宣言企業の拡大だけでなく、宣言企業に対する働きかけ強化や状況調査等を通じて実効性を高める必要がある。

### (2) 知的財産取引に関するガイドライン、契約書のひな形に関する普及促進

中小企業が自らの競争力の源泉である知財を意識し、経営に活用していける環境整備として、2021年3月に知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形が公表された。中小企業からは、パートナーシップ構築宣言やガイドラインの公表により、片務的な契約内容を提示されることが減少しているといった声が届く一方、契約の相手方となる大学や企業に十分に浸透していないといった声もある。さらなる普及に向け、企業や金融機関、各種団体等へのセミナー開催等広報に注力する必要がある。また、実務の現場では、長期契約を結んでおり、中小企業側からは契約見直しを提起することが困難という声も聞かれる。ガイドラインの普及にあわせて、既存の契約見直しに関する働きかけも実施されたい。

### (3) 知財取引に関する更なる調査および定期的なモニタリングと結果の公表

知財取引の適正化に向け、製造業者やスタートアップ以外の企業における取引実態の調査を実施する必要がある。また、不公正な知財取引の抑止に向け、知財Gメンを効果的に活用し、定期的なモニタリングを実施するとともに、その結果の公表が重要である。中小企業庁が2022年2月に公表した「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、下請中小企業振興法に基づく「助言（注意喚起）」の積極的な実施を通じて、中小企業が安心して取引を行うことのできる環境整備を進められたい。

### (4) 標準必須特許のライセンスを巡る誠実交渉のルール of 早期策定と対外発信

標準必須特許（SEP）に関し、主に異業種間におけるライセンス交渉において、ライセンス料率の相場観の違い等から交渉が困難となり、紛争になる事例が国際的に増加している。現在、標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会が設置され、「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール」の策定に向けた検討が行われている。標準必須特許（SEP）のライセンス紛争は、権利者と実施者間のバランスが求められる極めて難しい問題であるが、実際にわが国の企業が海外の企業から訴えられる事例も生じており、速やかなルールの策定および策定後の対外的な発信が求められる。ルールの検討にあたっては、サプライチェーン内での負担の在り方については、政府として、より大きな方向性を検討することが重要との指摘があるが、部品を納入する中小サプライヤーが過度な特許保証を求められることのないよう方向性を示されたい。

(5) **コンテンツ分野における各種ガイドラインの周知・啓発強化**

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインやアニメーション制作に関する下請ガイドライン等の遵守に向け、事業者に対する周知・啓発の強化が必要である。多様な働き方の拡大を受け、フリーランスのコンテンツ制作者も増加しており、2021年3月に発表された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」についても、さらなる普及が必要である。

(6) **アプリストア市場におけるプラットフォームとコンテンツ事業者の公正な取引の推進**

コロナ禍でコンテンツのデジタル消費が加速し、2021年の世界全体のアプリ支出額は前年比2割増となっている。こうした中、独占禁止法上の観点から、諸外国では配信・課金サービスを握るグーグルやアップル等のプラットフォームへの監視が強まるほか、コンテンツ事業者からは手数料について不満の声があがっている。日本においても、市場環境が大きく変化する中、独禁法の適格な執行に向けてアプリストア市場の取引慣行を注視するとともに、プラットフォームに対しては、パートナーシップ構築宣言への参画を働きかけることが必要である。

### **Ⅲ. 地方創生を推進する知財活用**

(1) **地域団体商標の取得・活用の推進**

商工会議所、商工会、事業協同組合等が主体となって取得できる「地域団体商標」は、地域ブランドの価値の保護のみならず、地域団体商標権者が連携して地域ブランドを推進することで地域の活性化につながる仕組みとなっている。特に、2017年度から2020年度にかけて実施された特許庁主催の「地域ブランド総選挙」では、地元の学生が地域団体商標権者等と一緒に活動することにより、産学連携による地域ブランドの商品・サービスの推進につながっている。引き続き、地域活性化に資する「地域団体商標」の取得をはじめ、地域団体商標権者の新市場開拓や海外展開に向けた取組みを強力に推進されたい。

(2) **知財教育の全国的な展開と人材育成の推進、民間が取り組む知財教育活動への支援**

知財教育の推進に向け、知財創造教育推進コンソーシアムでは教員が主体的に知財創造教育へ取り組むための環境整備に向けた検討が行われている。小中高等学校からの知財教育を引き続き全国的に展開するとともに、知財教育を推進する人材育成について、強力に推進されたい。特に、文部科学省が指定するスーパーサイエンスハイスクールは先進的な理数系教育を実施しており、今後の日本を担う人材教育に期待がかかるが、県内に1校しか指定校が存在しない県も存在しており、指定校の拡充と指定校における教育支援の一層の充実を図られたい。一方で、実際の教育現場は感染症対策のための対応等を含め、多忙を極めており、新たな教育要素が入る余地がないのが実情である。少年少女発明クラブ等の学校外での活動で「創造の楽しさ」を教えつつ、民間が取り組む次世代への知財教育活動への支援の強化が必要である。

(3) **第2次地域知財活性化行動計画の着実な達成・第3次地域知財活性化行動計画に向けた検討**

国および各都道府県は、知財の取得・活用を促進することで地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、わが国の成長力及び地方創生に寄与することを目指し、2017年度より3か年ごとの目標と計画を定めた「地域知財活性化行動計画」を策定し、地域の実情に合わせた支援を展開している。2022年度は第2次地域知財活性化行動計画の最終年度にあたるため、期初の目標の着実な達成を期待したい。また、2023年度以降の第3次地域知財活性化行動計画の策定に

あたっては、達成可能な数字の積み上げ式ではなく、地方創生、中小企業振興、科学技術立国の実現に何が求められるのかという視点で検討し、重要業績評価指標（KPI）を設定すべきである。各都道府県における計画策定にあたっては、2022年2月に承認された「福島県知財戦略推進計画（2022年度～2026年度）」を参考に、より多くの地域で知財活用支援のレベルを引き上げられたい。

#### （４） 大学等の特許開放を通じた産学連携等の支援

大学や研究機関が保有する特許については多くが利用されておらず、大学等の知恵がイノベーションの創出、地方経済の活性化に結びついていない状況である。このような中、中小企業が大学等の特許を利用して事業化・製品化することは有益であり、大学等に特許を帰属させずに中小企業に無償開放し、事業化後に有償ライセンス契約に移行する取り組みを支援されたい。山口大学や徳島大学、東京大学 TLO（技術移転機関）の特許開放モデル、特許庁による開放特許データベースなど、先進的な取組みを横展開すべきである。また、日本において事業に成功している TLO の数が限られていることを踏まえ、海外の成功事例に学ぶとともに、例えば、企業から研究費を取ってきた件数や金額ではなく、企業が上げた売上や利益等の業績を評価する KPI の見直し、支援人材が活動しやすい環境の整備、大学等における特許管理の柔軟性向上について、東北大学の事例も参考にしつつ対応されたい。

#### （５） 中小企業が安心して産学連携に取り組むことができる環境整備

産学連携が進む中で、近年、中小企業も大学と共同研究を行う等の産学連携が増加している。しかし、中小企業からは、共同研究契約の段階では、実施料の支払いを必須とする旨の通知はなかったにも関わらず、共同出願を行う段階で実施料支払いを必須条件として求められた事例があるとの声も聞かれる。中小企業が安心して大学と共同研究を実施できる環境整備のためにも、大学のホームページに掲載する共同研究契約のひな形等において、実施料支払いの可否を明記するよう働きかける必要がある

## IV. 知財紛争処理能力の強化

### 1. 特許権者の金銭的救済制度の充実

#### （１） 利益吐き出し型賠償制度の検討

知財訴訟における損害賠償について、従来の実損填補の概念を用いた損害賠償額の算定方法では、侵害者の手元に残る利益の存在は否定できず、いわゆる「侵害した者勝ち」の状況が生まれてしまうという点に課題がある。特に、特許権は侵害が容易であり、侵害の行為により大きな利益を上げられやすい一方、これまで一度も刑事罰を科されたことがないため、抑止力が十分に機能していない。損害賠償額は知財の最終的な価値そのものであり、この重要な経営資源である知財の価値が特許法で十分に守られないということになれば、特許出願のインセンティブが働かず、特許法の「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という目的も実現できない。したがって、令和元年改正特許法を反映した判例の動向を注視する必要があるが、その必要性が認められた場合には、利益吐き出し型賠償制度の導入について速やかに検討を再開すべきである。また、AI、IoT 時代を迎え、企業活動が「モノの生産」から「サービスの提供」に変化してきているなか、モノの販売数量ベースで損害額を決める既存の算定方法以外の手法についても検討されたい。

## 2. 証拠収集手続きの更なる強化

### (1) 当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）導入の検討

知財訴訟においては、現行制度下でも、原告当事者本人（特許権者）が証拠閲覧請求権の放棄に同意すれば原告当事者本人の証拠へのアクセスを防ぐことは可能である。しかし、これに同意できない場合、相手方当事者に対して自社の企業秘密等の情報を開示することに対する懸念が存在するため、訴訟に必要な情報の開示が進まないという実態がある。訴訟に必要な証拠が適切に提供されるようにするためには、本懸念を払しょくする必要があり、当事者本人への証拠の開示制限（アトニーズ・アイズ・オンリー制度）の導入について、査証制度に関する裁判実務の運用を注視しつつ、必要に応じて引き続きの検討を行う必要がある。検討にあたっては、被疑侵害者の企業秘密の保護、訴訟代理人の負担、原告の関与範囲等のバランスに配慮することが必要である。

## 3. 訴訟における手続き・手数料の負担軽減

### (1) 民事裁判手続きのオンライン化の推進

知財紛争処理システムの利便性を向上させ、その活用を促進するためには、IT の利活用は有効な手段である。今般、民事裁判手続きのオンライン化に関する法整備が行われることとなったが、こうした動きにあわせ、システム開発や設備の導入、裁判所における専門人材の増員、サイバーセキュリティ対策等を含め、IT 化を推進するために必要な環境整備を進められたい。

### (2) 提訴手数料の低額化・定額化

訴額に比例した裁判費用は、中小企業やスタートアップが多額の損害賠償額を求めて訴訟提起することを困難にしている。例えば、訴額が3億円の訴訟を提起する場合には、一審だけでも手数料として92万円を裁判所に納付する必要があることに加え、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、さらなる手数料の納付が求められる等、中小企業に訴訟提起を躊躇させる理由の一つとなっている。こうした観点から、中小企業やスタートアップが訴訟を提起する場合の提訴手数料の低額化・定額化を図られたい。

以 上